

諮問第 43 号

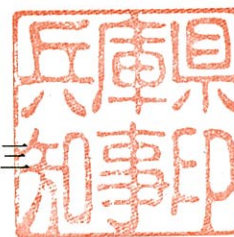
兵庫県環境審議会

「第 4 次兵庫県環境基本計画」見直しの基本的事項について（諮問）

環境の保全と創造に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づいて策定した「第 4 次兵庫県環境基本計画」の見直しを行いたいので、同条第 3 項の規定により諮問します。

平成 29 年 8 月 9 日

兵庫県知事 井戸 敏 三



〔諮問理由〕

環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として平成 26 年 3 月に「第 4 次兵庫県環境基本計画」を策定した。

その後、「パリ協定」が発効されたものの、米国の離脱表明により、国際的な取組への機運低下等も懸念されているが、本県としては地球温暖化対策を後退させないためにも、再生可能エネルギーによる地域活性化や削減代替措置の仕組みづくり、適応策の一層の推進など、新たな視点からの検討が必要である。

また、人里で出没が相次ぐツキノワグマ対策や、ヒアリをはじめとする危険な特定外来生物の防除、さらには人口減少社会における里地・里山の保全・再生など、人と自然が共生・共存するための新たな対策が求められている。

本計画では原則として 5 年ごとに見直しを行うこととしているところであり、これらの社会情勢や環境課題の変化等に適切に対応することが求められていることを踏まえ、今後の環境施策の方向性を県民に示すため、計画見直しの基本的な事項について意見を求めるものである。

環境基本計画検討小委員会の設置について

「第4次兵庫県環境基本計画」の見直しに向けた検討を行うため、環境審議会運営規程第10条に基づき、環境審議会総合部会のもとに環境基本計画検討小委員会を設置する。

同小委員会に属する委員は、次頁のとおりとする。

兵庫県環境審議会運営規程（抄）

（小委員会）

第10条 会長又は部会長は、必要な事項を調査審議するため、そのつど審議会または部会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属する委員、特別委員及び専門委員は、会長又は部会長が指名する。
- 3 小委員会に小委員会の長を置く。
- 4 小委員会の長は、小委員会に属する委員及び特別委員の内から、会長又は部会長が指名する。
- 5 小委員会の長は、会務を総理し、小委員会を代表する。
- 6 小委員会の会議については、小委員会の長が招集する。

環境基本計画検討小委員会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職	専門分野
岡本 孝子	生活協同組合コープこうべ 理事	県民生活
小川 雅由	NPO法人こども環境活動支援協会 理事	環境学習
川井 浩史	神戸大学 教授	海洋生物学
北野美智子	兵庫県連合婦人会 会長	県民生活
小林 悦夫	(公財)ひょうご環境創造協会 顧問	環境政策
権藤 眞禎	元神戸市立王子動物園長	動物学
◎鈴木 胖	(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センター 所長	エネルギー
中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館 館長	緑地計画
中野加都子	甲南女子大学 教授	廃棄物リサイクル
新澤 秀則	兵庫県立大学 教授	環境経済
服部 保	兵庫県立大学 名誉教授	植物生態学
山中 詩子	遊びワークショッププランナー	公募委員
横山 真弓	森林動物研究センター 研究部長、 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	野生動物保護管理学
吉武 邦彦	神戸商工会議所環境対策専門委員会 委員長	事業者

◎印は小委員会委員長

以上 14 名

第5次環境基本計画の策定について(概要)

環境基本計画について

- 環境の保全と創造に関する条例第6条に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（これまで、平成8年(第1次)、平成14年(第2次)、平成20年(第3次)、平成26年(第4次)に策定)
- 毎年度、定期的に取り組の進捗状況を点検・評価し、環境審議会に報告
- 社会経済状況や環境問題の変化などに適切に対応するため、環境審議会での議論を経て第4次計画の見直しを実施

社会情勢の変化等

《世界の動き》

- 国連で「持続可能な開発目標」(SDGs)を中心とする「2030アジェンダ」が採択(H27.9)
- COP21で「パリ協定」が採択(H27.12)、発効(H28.11)

《国内の動き》

- 国で第4次環境基本計画の見直しが始動(H30.4頃)

《県内の動き》

- 人口減少・少子高齢化、東京一極集中
→全国に先駆けて**地域創生条例**及び**戦略**を策定し、兵庫の活力を維持するための取組を推進

第4次計画策定以降の個別分野の進展

- 地球温暖化対策推進計画(H29.3)
- バイオマス活用推進計画(H28.4)
- 鳥獣保護管理事業計画(H29.4)
- 瀬戸内海の環境の保全に関する県計画(H28.10)
- 廃棄物処理計画(H29.12予定)
- 新環境学習環境教育基本方針(H28.3) など

第4次計画の成果と課題

- 8つの重点目標と約120項目の「ひょうごの環境指標」を設定し、点検・評価の見える化により、全体として**取組は概ね進捗**
- 指標の妥当性や評価方法・基準の明確化**といった課題も顕在化

第5次環境基本計画の策定

見直しの主な視点(案)

(1) 新たな環境課題への対応

(例)○地球温暖化対策の新たな視点からの検討

- 再生可能エネルギーによる地域活性化
- 削減代替措置の仕組みづくり
- 適応策の一層の推進 など

○人と自然が共生・共存するための新たな対策

- 人里での出没が相次ぐツキノワグマ対策
- ヒアリ等の危険な特定外来生物の防除
- 里地・里山の保全・再生 など

(2) SDGsの考え方の活用

先進国、途上国を含めた国連に加盟している全ての国を対象として採択されたSDGsの考え方を活用

(3) メリハリのある指標による進捗管理

「ひょうごの環境指標」を見直し、重要度に応じた重み付けなど、県民に分かりやすい指標に再整理
個別分野における行政計画の策定内容を反映し、数値目標をもった適切な指標による進捗状況の把握

スケジュール(予定)

平成29年8月9日	環境審議会に諮問
平成30年3~4月	計画骨子(案)とりまとめ
平成30年10~11月	パブリック・コメント
平成30年12月	環境審議会より答申
平成31年2月	県議会上程